第六十七条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「対象事業者の事業の再生」を「地域における総合的な経済力の向上」に「再建」を「活性化」に改める。

第七十三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十四条中「企業再生支援機構」を「地域経済活性化支援機構」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定（「支援基準」の下に「（同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。）」を加える部分に限る。）並びに次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　株式会社企業再生支援機構は、次に定めるところにより、定款の変更をするものとする。

一　その目的をこの法律による改正後の株式会社地域経済活性化支援機構法（以下「新法」という。）の規定に適合するものとすること。

二　その商号を株式会社地域経済活性化支援機構とすること。

三　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）を当該定款の変更の効力が発生する日とすること。

2　この法律の施行の際現にその名称中に地域経済活性化支援機構という文字を使用している者については、新法第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3　施行日前にこの法律による改正前の株式会社企業再生支援機構法（以下「旧法」という。）第二十五条第一項の申込みをした事業者（この法律の施行の際現に対象事業者（旧法第二十二条第一項第一号に規定する対象事業者をいう。）である者（以下「施行時対象事業者」という。）を除く。）については、新法第二十五条第一項の申込みをした事業者とみなして、新法の規定を適用し、施行時対象事業者に対する事業の再生の支援（当該支援に係る債権又は株式若しくは持分の処分を含む。）については、なお従前の例による。この場合において、従前の企業再生支援委員会が行うべき決定は、地域経済活性化支援委員会が行うものとする。

4　旧法第二十五条第十項ただし書の認可を受けた事業者については、新法第二十五条第八項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第二項の規定を適用する。

5　施行日前にした行為及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6　前各項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法等の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条第十四項

二　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第一号ヘ及び第二項第五号並びに第七十六条第三項

三　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）附則第二条第四項第二号

（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部改正）

第五条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の六第三項中「株式会社企業再生支援機構の」を「株式会社地域経済活性化支援機構の」に、「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改める。

（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部改正）

第六条　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に、「第二十六条第一項に規定する対象事業者」を「第二十六条第一項に規定する再生支援対象事業者」に、「、株式会社企業再生支援機構」を「、株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

政　令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百六十一号」を「第百六十五号」に改め、同条に次の四号を加える。

百六十二　原子力発電施設周辺地域防災対策交付金

百六十三　地域経済活性化・雇用創出臨時交付金

百六十四　地域経済循環創造事業交付金

百六十五　防災・安全社会資本整備交付金（第二十九号、第三十三号又は第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十四号

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日は、平成二十五年四月一日とする。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十五号

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令

内閣は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第一項、第十条第二項第二号及び第三号並びに第三項第四号ホ及びヘ並びに第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（小型電子機器等）

第一条　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める電気機械器具は、次に掲げるもの（一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具であるものに限るものとし、これらの附属品を含む。）とする。

一　電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具